

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

平成三年六月一日

規則第一三六号

改正 平成八年二月二六日規則第一六号

平成一一年三月一九日規則第五四号

平成一二年三月三一日規則第二二八号

平成一三年三月三〇日規則第一五六号

平成一五年八月二九日規則第二〇九号

平成一六年三月一八日規則第二四号

平成一七年九月二六日規則第一七八号

平成二八年二月一〇日規則第六三号

令和元年六月二八日規則第三〇号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を公布する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下「法」という。)の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(食鳥処理事業許可の申請)

第二条 法第四条の規定による申請は、食鳥処理事業許可申請書(別記第一号様式)によるものとする。

(食鳥処理事業の許可)

第三条 知事は、法第三条の規定により許可をしたときは、食鳥処理事業許可証(別記第二号様式)を交付する。

(構造設備変更許可の申請等)

第四条 法第六条第一項の規定による許可の申請は、構造設備変更許可申請書(別記第三号様式)によるものとする。

2 知事は、法第六条第一項の規定により許可をしたときは、構造設備変更許可書(別記第四号様式)を交付する。

(軽微な変更等の届出)

第五条 法第六条第三項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届(別記第五号様式)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第六条 法第七条第二項の規定による届出は、食鳥処理の事業の承継届(別記第六号様式)

によるものとする。

(食鳥処理衛生管理者の届出)

第七条 法第十二条第六項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者配置・変更届(別記第七号様式)によるものとする。

(平一五規則二〇九・一部改正)

(廃止、休止及び再開の届出)

第八条 法第十四条の規定による届出は、食鳥処理場廃止・休止・再開届(別記第八号様式)によるものとする。

(食鳥検査の申請)

第九条 省令第二十七条第二項の規定による申請は、食鳥検査申請書(別記第九号様式)によるものとする。

(平一六規則二四・一部改正)

(確認規程認定の申請等)

第十条 法第十六条第一項又は第二項の規定による申請は、確認規程認定・変更認定申請書(別記第十号様式)によるものとする。

2 知事は、法第十六条第一項の規定により確認規程の認定をしたときは、確認規程認定証(別記第十一号様式)を交付する。

(確認状況の報告)

第十一条 法第十六条第七項の規定による報告は、確認状況報告書(別記第十二号様式)によるものとする。

(確認規程廃止の届出等)

第十二条 法第十六条第八項の規定による届出は、確認規程廃止届(別記第十三号様式)によるものとする。

2 知事は、前項の規定による確認規程廃止届を受理したときは、確認規程廃止期日決定通知書(別記第十四号様式)により確認規程の廃止期日を通知する。

(届出食肉販売業者の届出)

第十三条 省令第三十二条の届出は、届出食肉販売業者届(別記第十五号様式)によるものとする。

(平一六規則二四・一部改正)

(委任指定検査機関の食鳥検査の報告)

第十四条 法第二十五条第三項の規定による報告は、食鳥検査結果報告書(別記第十六号様式)によるものとする。

(書類の経由)

第十五条 法、省令及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する申請書、届出書及び報告書は、当該食鳥処理場の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条、第十一条、第十四条並びに別記第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式の規定は、平成四年四月一日から施行する。

#### 附 則(平成八年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成一一年規則第五四号)

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第一号様式、第三号様式、第五号様式から第十号様式まで、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式及び第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則(平成一二年規則第二二八号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第二号様式、第四号様式、第十一号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則(平成一三年規則第一五六号)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則(平成一五年規則第二〇九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則(平成一六年規則第二四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則(平成一七年規則第一七八号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成二八年規則第六三号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関

する法律施行細則別記第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第三〇号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理事業許可申請書

食鳥処理事業の許可を受けたいので、食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 処理する食鳥の種類
- 4 食鳥処理場の構造及び設備の概要

添付書類

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- (4) 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- (5) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場の場合は、水質検査の結果を証する書類の写し
- (6) 法人の場合は、登記事項証明書
- (7) 申請者(法人の場合は、その業務を行う役員を含む。)が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第3条関係)

(表)

第	号
食鳥処理事業許可証	
住所 氏名	
年 月 日付で申請のあった食鳥処理の事業については、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
印	
記	
1 食鳥処理場の名称	
2 食鳥処理場の所在地	
3 処理する食鳥の種類	
4 許可の条件	

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則  
(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

(裏)

変更許可等の履歴

変更許可等年月日・番号	変 更 事 項



第3号様式(第4条関係)

年 月 日

殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

構造設備変更許可申請書

食鳥処理場の構造設備の変更の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 変更前と変更後の食鳥処理場の構造設備の概要
- 4 変更しようとする年月日
- 5 変更理由

添付書類

食鳥処理事業許可証

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第4条関係)

第	号
構造設備変更許可書	
住所	
氏名	
年 月 日付で申請のあった食鳥処理場の構造設備の変更については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
印	
記	
1 食鳥処理場の名称	
2 食鳥処理場の所在地	
3 構造設備の変更許可事項	
4 許可の条件	

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理事業許可事項変更届

食鳥処理の事業の許可に係る事項を変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更の内容
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 5 変更した年月日
- 6 変更理由

添付書類

- (1) 変更事項を確認することのできる書類
- (2) 食鳥処理事業許可証
- (3) 法人の代表者変更の場合は、変更後の代表者が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理の事業の承継届

相続  
食鳥処理業者の地位を合併により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査  
分割

に関する法律第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 新事業者氏名
- 4 旧事業者氏名
- 5 地位を承継した年月日

添付書類

- (1) 地位を承継した事実を証する書面
- (2) 当該食鳥処理場に係る食鳥処理事業許可証
- (3) 届出者(法人の場合は、その業務を行う役員を含む。)が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理衛生管理者 配置 届  
変更

食鳥処理衛生管理者を配置変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
食鳥処理衛生管理者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	資 格	法第12条第5項第 号該当
	配置(変更)年月日	
	変更の場合その理由	

添付書類

法第12条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食 鳥 処 理 場 廃 止  
再 開 届 出 書

廃止  
食鳥処理場を休止したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の  
再開  
規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理の事業の許可の番号及び年月日
- 4 廃止、休止又は再開した年月日
- 5 廃止、休止又は再開の理由

添付書類

廃止した場合は、食鳥処理事業許可証

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食 鳥 検 査 申 請 書

食鳥検査を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第27条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥をとさつしようとする年月日
- 4 食鳥検査を受けようとする食鳥

食鳥の種類	品 種	羽 数	産 地

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

確認規程 認 定 申請書  
変更認定

確認規程の認 定を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律  
変更認定  
第16条第1項の規定により、下記のとおり申請します。  
第2項

記

- 1 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の名称
- 2 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程

添付書類

変更認定の場合は、確認規程認定証

(日本産業規格A列4番)



第11号様式(第10条関係)

(表)

第	号
確 認 規 程 認 定 証	
住 所	
氏 名	
年 月 日付で申請のあった確認規程については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により、下記のとおり認定します。	
年 月 日	
印	
記	
1 食鳥処理場の名称	
2 食鳥処理場の所在地	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

次のとおり確認規程の変更を認定します。

変更認定の履歴

変更認定年月日・番号	変 更 事 項

第12号様式(第11条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

確 認 状 況 報 告 書(年 月分)

食鳥処理を行いその状況を確認したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理確認状況

食鳥処理をした年月日			
食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数	種 類		
	羽 数		
基準に適合した食鳥の羽数			
基準に適合しなかった食鳥の羽数	全 部 廃 棄		
	一 部 廃 棄		
基準不適合理由内訳	生体の基準	廃 棄	
	体表の基準	全 部 廃 棄	
		一 部 廃 棄	
	体壁内側の基準	廃 棄	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	
内臓全部廃棄			

(日本産業規格A列4番)

第13号様式(第12条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

確 認 規 程 廃 止 届

確認規程を廃止したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、確認規程の廃止期日までは、従前どおり確認規程による確認を実施します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程を廃止しようとする年月日

添付書類

確認規程認定証

(日本産業規格A列4番)

第 号

確認規程廃止期日決定通知書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで届出のあった食鳥処理場に係る確認規程の廃止については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

保健所長 印

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程の効力を失う期日 年 月 日
- 4 許可の条件

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第15号様式(第13条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

届 出 食 肉 販 売 業 者 届

食鳥とたいを取り扱いたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 営業所の名称、屋号又は商号
- 2 営業所の所在地
- 3 食肉販売業の許可の番号及び年月日
- 4 食鳥とたいの主な入手先
- 5 食鳥とたいの主な販売先

添付書類

食肉販売業の営業許可書の写し

(日本産業規格A列4番)

第16号様式(第14条関係)

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥検査結果報告書(年 月分)

食鳥検査を行ったので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第25条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥検査結果等

区分 日	検査を行った食鳥				検査に合格した食鳥			検査に合格しなかった食鳥				
	種類	品種	羽数	産地	種類	品種	羽数	種類	品種	羽数	理由	措置内容

(日本産業規格A列4番)

別記

第1号様式(第2条関係)

(平11規則54・全改、平17規則178・令元規則30・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(平12規則228・全改、平17規則178・令元規則30・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

(平12規則228・全改、平17規則178・令元規則30・一部改正)

第5号様式(第5条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第6号様式(第6条関係)

(平11規則54・全改、平13規則156・令元規則30・一部改正)

第7号様式(第7条関係)

(平11規則54・全改、平15規則209・令元規則30・一部改正)

第8号様式(第8条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第9号様式(第9条関係)

(平11規則54・全改、平16規則24・令元規則30・一部改正)

第10号様式(第10条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第11号様式(第10条関係)

(平12規則228・全改、令元規則30・一部改正)

第12号様式(第11条関係)

(平8規則16・全改、平11規則54・令元規則30・一部改正)

第13号様式(第12条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第14号様式(第12条関係)

(平12規則228・全改、平17規則178・平28規則63・令元規則30・一部改正)

第15号様式(第13条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)

第16号様式(第14条関係)

(平11規則54・全改、令元規則30・一部改正)